# 新潟地域における後見事業に対する意識調査

一 事業者・地域住民間の深層意識の比較と潜在的ニーズの探索 一

事業創造大学院大学 中野 潔・沼田 秀穂

#### 要旨

本稿では、後見事業への潜在的需要たる指標を提案する。ニーズの構成要素 (要因)別に、定量的に解析し、専門職の裾野拡大の一材料として活用を検討 する。

新潟地域(新潟市および近郊市町村)における事業者調査においては、後見報酬の事業者格差が存在すると考えられ、特に身上監護(生活支援)の需要が高まるなか、格差が是正されれば、福祉専門職の活躍の場を広げられるであろうこと、また、異業種協業することで、法律・税務事業者にとっても、情報資源の蓄積や、不確実性への対応によるリスク分散効果が期待される。同住民調査においては、「制度の周知度」・「生活や財産に関する(将来的な)期待・不安」といった観測項目から、受任件数の増加という目的変数に至るまでに、潜在変数として「生活支援と財産管理の一体的サービス」の存在する可能性がわかった。

これらの検証結果に基づき、今後の課題と展望について論述していく。

#### キーワード

成年後見の社会事業化 任意後見 独立型社会福祉士 異業種協業 社会調査

#### 1 はじめに

2015年2月現在、厚生労働省や東京大学政策ビジョン研究センター・市民後見研究実証プロジェクトを筆頭に、全国的に市民後見人要請を実践する活動が展開されている。社会全体で後見事業の利用者を支えていくことは「成年後見の社会化」と定義され(南方[2013])、主に低所得者層に対する公的支援の側面が大きい。これに対し、筆者が提唱するのが「成年後見の社会事業化」である。一定所得層を対象とした、各専門職の異業種協業による身上監護・財産管理一体的サービスと、生前(事理弁式能力欠如以前)から死後に至るまでのリレーションシップ・サービスを展開するという提言である。ビジネスモデルとして、既に受任案件を持つ各専門職後見人が、組合を組織して法人後見を受任し、情報資源を蓄積するとともに、将来の任意後見契約締結に備える<sup>1</sup>(図1)。

両者に共通しているのは、全国統計による全体の傾向は明らかになっているものの<sup>2</sup>、 地域別の状況を示した指標が少ないことである。特に、事業に対する受益者ニーズの捉え 方が定性的であり、一貫性ある指標・調査結果等が少ない。これを社会事業化にあたっての課題と捉え、社会調査を実施した。

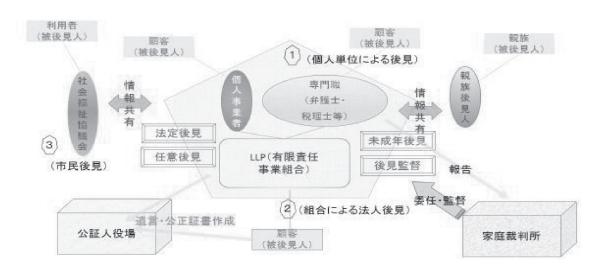


図1 成年後見の社会事業化 ビジネスモデル (出所) 筆者作成

## 2 社会調査

#### 2.1 社会調査の概要

事業者と地域住民、別個に意識調査を行うべく、調査企画書を作成した。

法定後見において、費用負担のあり方については、その曖昧さを指摘することが多い<sup>3</sup>。また、報酬に関しては、原則報酬付与申立を行った後に受領する「後払い」方式である。現役公証人は、本人死後の"争続"<sup>4</sup>を未然に防止するために、任意後見契約の締結が有用であると指摘している(佐藤[2007])。そして、各専門職の得意とする領域は、身上監護(生活支援)と財産管理に大別される。こういった実情から、単独事業として運営していくためには、①専門職後見人の資金調達手段がうまく機能すれば、担い手が増える ②地域に任意後見の需要があれば、受任件数が増加する ③異業種協業を行うことで、利用者満足が向上するといった仮説を立てた。

事業者調査においては、後見報酬および経費を独立変数に置き、事件難度・組織形態をコントロール変数ないし媒介変数とした。住民調査においては、価格感度・利用者満足の向上を独立変数、任意後見の需要を潜在変数とした。両調査とも従属変数は受任件数の増加である(図2)。これらは、ソーシャル・キャピタルの醸成に不可欠なキー・コンセプトである、弱さの強さ(資金・費用面の弱みは、協働や信頼関係で克服できるか)、(ボランタリー経済と専門職による異業種協業 ≒)共有地(知)の形成、ヒエラルキー型組織からの脱却(社会資源・ネットワークの開発に結びつくという調査結果5)を踏襲している。



図2 社会調査における変数の設定 (出所) 筆者作成

### 2.1.1 調査の方法

事業者調査では、各専門職後見人を有意抽出(割当法)により同等数抽出した標本調査 (実地訪問調査によるヒアリングおよび留置法による質問紙調査)を行い、演繹法により フォーマル理論の概念を組み立てることを試みた。住民調査では、多段抽出法による単純 無作為抽出に基づく標本調査(留置法による質問紙調査)を行い、事業者調査から得られ た一般概念から仮説を再構築する帰納法を試みた。仮説の検証結果について、事業者調査 と住民調査を比較し、後見事業に対する意識の相違点を整理していく。

#### 2.1.2 調査期間

事業者調査は、2014年8月26日(火)から同年10月3日(金)の39日間、住民調査は、2014年7月21日(月)から同年11月7日(金)の101日間にかけて実施した。

### 2.1.3 調査対象者

事業者調査では、専門職後見人6名(弁護士・司法書士・税理士・独立型社会福祉士・ 親族後見人兼民生委員・障がい福祉事業所職員)を対象に、住民調査では、地域住民(新 潟市民)100名を対象とした。ただし、障がい福祉事業所職員については、質問紙調査へ の協力依頼ができなかったため、質問紙調査の個体数は5としている。

#### 2.2 調査結果

#### 2.2.1 事業者調査

まず、各専門職種と、後見報酬の推計・相場(月額)との間に関連性があるか(または互いに排他的か)を確認するために、  $\chi$  2 乗検定を行った。観測値として、後見報酬の相場に関しては、ヒアリング結果から一律「2万円」(後見報酬めやす<sup>6</sup>の最低額)と設定した。後見報酬の推計額に関しては、独立型社会福祉士(以下、社会福祉士)と親族後見人兼民生委員(以下、民生委員)に関しては活動実績値を、弁護士と司法書士に関しては、全国調査<sup>7</sup>に基づく年間所得分布の平均値に、質問紙で得られた回答(全所得に占める後見報酬の割合、現受任件数)を乗除して、税理士に関しては、現報酬受領額と(ヒアリング回答による最大可能管理財産額に基づく)報酬めやすの中央値から報酬推計額を求めて

いる。観測値の行合計と列合計から期待値を算出し、 $\chi$ 2乗値を計算した後、自由度に基づくしきい値を超え、p<0.03となっていることを確認した(図 3)。 5 %の有意水準で「後見報酬金額は職種別に差はない」とする帰無仮説を棄却し、「後見報酬金額は職種別に差がある」とする対立仮設を採択した。

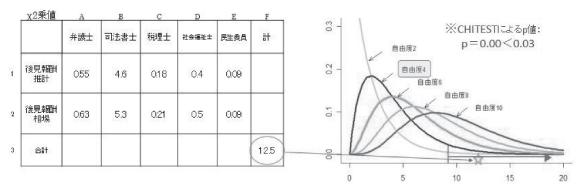


図3 χ2乗検定(後見報酬と職種別の関連性) (出所)筆者作成

併せて、調査対象者たる専門職後見人の所得分布を、民生委員は厚生労働省資料<sup>8</sup>より、 税理士は全国調査<sup>7</sup>に基づく事業所規模の平均年間所得より、社会福祉士は活動実績値、 その他は  $\chi$  2乗検定で用いた数値を用いて、Gini係数とローレンツ曲線で表した(図 4)。

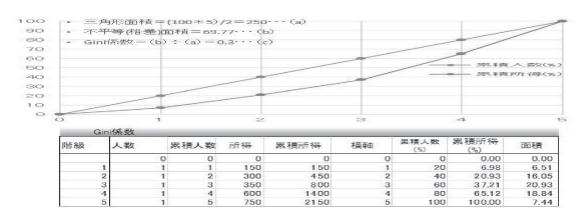


図4 専門職後見人の所得に関するデータ (出所) 筆者作成

業務全体で各職種を比較した際、Gini係数は0.3と、不平等度はやや低い傾向となる。また、ヒアリング回答から、弁護士は有資産家の顧客の存在を否定していなかった。(後見受任件数と、所得に占める後見報酬の割合の相関係数(r)を求めると、(r)は+0.23と、弱い正の相関が見られ、受任件数が直接報酬額に結びついているわけではないと解釈できる(図5))。これらの結果から、後見業務に限定すれば所得格差はあるが、各事業者の業務全体で捉えると所得の不平等性はないと考えられる。

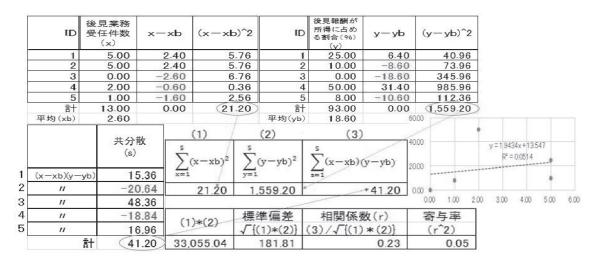


図5 後見受任件数と後見報酬額の相関係数 (出所) 筆者作成

続いて、順位和検定(U検定)を用いて、2 群標本(順序・度数尺度の設問間)で回答に有意差があるか否かを確認した(図 6)。

	ID	任意後見 への関心		異業種協議 による業務 幅の広がり	るの	任意後見 への関心(x)	異業種協業 による業務の 幅の広がり(y)	
	1	(3位)	2	(6位)	3	(3位)	1個	
	2	(6位)	3	(9位)	4	(6位)	2個	
	3	(9位)	4	(6位)	3	(9位)	4個	
	4	(3位)	2	(3位)	2	(x)より	小さい	U(x) =
	5	(9位)	4	(1位)	1	(y)をた	ıウント  ̄ ̄	1+2+4=7
ID		任意後見への関心	_	後見報酬 の妥当性(		任意後見 への関心(x)	後見報酬額 の妥当性(z)	
ID	1		_					
ID	1 2	への関心	(x)	の妥当性( (3位) (7位)	(z)	への関心(x)	の妥当性(z)	
ID	1 2 3	への関心 (3位) (7位) (9.5位)	(x) 2	の妥当性( (3位) (7位) (7位)	(z) 2	への関心(x) (3位)	の妥当性(z) <b>0</b> 個	
ID		への関心 (3位) (7位)	(x) 2 3	の妥当性( (3位) (7位)	(z) 2 3	への関心(x) (3位) (7位) (9.5位)	の妥当性(z) 0個 3個	<i>U(z)=</i>
ID	3	への関心 (3位) (7位) (9.5位)	(x) 2 3 4	の妥当性( (3位) (7位) (7位)	(z) 2 3 3	への関心(x) (3位) (7位) (9.5位) (x) より	の妥当性(z) 0個 3個 5個 小さい	U(z) = 0 + 3 + 5 = 8

図6 U検定による2群標本の比較 (出所)筆者作成

一方は、設問:任意後見への関心(以下、(x))と、設問:異業種協業による業務の幅の広がり(以下、(y))、もう一方では、(x) と、設問:後見報酬の妥当性(以下、(z))を比較した。(x) (y) (z) いずれも個体数が20以下であり、(x) (y) の比較を $n_1$  = 4、 $n_2$  = 5 という条件で、手計算を行った。結果として、(x) (y) 間の両側確率がp<0.05となる下位有意点は 0 で、U値 7 より低いため、 $0.05 \leq p$ となり、「専門職後見人が任意後見への関心を持てば、異業種協業による業務の幅が広がる(2群間に差がない)」とする帰無仮説を棄却できない。また、(x) (z) 間の両側確率がp<0.05となる下位有意点は 1 で、U値 8 より低いため、 $0.05 \leq p$ となり、「専門職後見人が任意後見への関心を持てば、法定後見以上の後見報酬を期待する(2群間に差がない)」とする帰無仮説を棄却できない。

次に、名義尺度の設問:後見業務と相性の良いサービスに関して、独立変数が"後見業務"、従属変数を 0 か 1 で示されるようなダミー変数として扱うと、回答者が 0 であった「信託サービス」を省いて、「介護・福祉サービス」と「その他サービス」で横 2 列にする。さらに個体を"法律・税務事業者(1  $\alpha$ )"と"福祉事業者(2  $\beta$ )"に 2 分類してカテゴライズする。こうして四分点相関係数として加工し、連動係数を計算すると、オッズ比は( $2\times 0$ ) / ( $1\times 2$ )} = 0.0だが、( $2\times 0$ ) / ( $2\times 0$ ) (

ID	後見業務と組合せが 自然と思うサービス	カテゴリ	
1	(\$) その他サービス	1	
2	介護・福祉サービス	2	
3	介護・福祉サービス	3	_
4	介護・福祉サービス	4	
5	介護・福祉サービス	5	_

					Α	В
	ダミー			ダミー変数		
カテゴリ	介護・福祉 サービス	その他 サービス		カテゴリ	介護・福祉 サービス	その他 サービス
1	0	1	]			
2		0	1-	- ▶ 1 α	2	_ 1
3	1	0				/
4	1.	0 _	9	→ 2 β	2 📈	× 0
5	1	0		Ζβ	2	U

図7 ダミー変数を用いたクロス集計(四分点相関)(出所)筆者作成

異業種協業に関するヒアリング回答では、協業を希望しない内訳の半数(ヒアリング回答のみ応対した障がい福祉事業所職員)は、協業を完全に否定する趣旨であったが<sup>10</sup>、半数(司法書士兼行政書士)は、現時点で必要性を感じていないものの、否定はしないとの見解であった。反対に協業を希望する回答の内訳は、"後見業務の本来あるべき姿だから(弁護士)"、"相続問題等、複雑化する業務を協業で解決したい(税理士)"、"後見業務を学ぶスーパーバイザーが欲しい(同左)"、"後見リレーションシップ・サービスを展開したい(社会福祉士)"といった、具体的かつ職種ごとに差異が見られる回答内容であった。協業希望相手は、弁護士が社会福祉士、税理士が司法書士と社会福祉士、社会福祉士が弁護士と司法書士と回答した(図8)。



	Q_2 ×	データ⊞1 弁護:	±	データ田2 司法書	データ囲3 社会福祉士	
		Q_16_1	Q_16_2	Q_16_1	Q_16_2	Q_16_1
弁護士	1					
司法書士	2					
社会福祉士	3	1	2			
税理士	4			2	3	
行政書士	5					
民生委員	998	3				

図8 協業を希望する割合と、希望相手の職種 (出所) 筆者作成

フィールドワークによる、定性的データ(ヒアリング回答)のコードブック化においては、「社会事業・社会的企業」、「成年後見事業(制度)」、「見守りサービス」、「相続」、「異業種協業」の5つをコア・カテゴリーとして、「活動実績」、「占有率」、「充足度」、「N/A」、「不確実性」といった要素をカテゴリーのプロパティとして組み入れ、頻出語録をコードとして整理した(表1)。コードブックから抜き出されたコンセプトは、①「既存組織に所属する社会福祉士および福祉事業者は、市民後見人養成活動を推進し、成年後見の社会事業化には否定的である」、②「法律・税務事業者および独立型社会福祉士は、成年後見の社会事業化に概ね賛成である」、③「親族後見人(候補者)も、第3者後見に対する抵抗感は薄い」、④「異業種協業に関しては、多くの事業者が柔軟な見解を示す」、⑤「任意後見は不確実性が高く、制度上の課題も山積し<sup>11</sup>、多くの事業者が消極的である」、⑥「"切れ目のない支援"を実践するには、個人の活動だけでは限界がある」・・・といったものであった。

不確実性の高い任意後見に関しては、「成年後見制度発足時の主旨に則るものであり、 将来の受け皿を用意しておく必要はあるものの、チーム体制による(法人・団体)後見を 基本として、後見附帯サービス(見守りサービス)→法定後見→相続手続き介入の流れで 切れ目のない支援を行うことで、当面は乗り切れるのではないか。」、「異業種協業と任意 後見は切り離して考えた方が良い。」との意見があった。

事業者調査のまとめとして、調査企画書の仮説①については、後見報酬と業種間の格差、後見報酬と受任件数の相関の希薄といった検定結果からは、福祉専門職に関してのみ、有用であると考えられる。そこにヒアリング回答で質的データを補足すると、機会費用(損失)を"資金の流出"と考えるならば、業務ノウハウの構築に時間を要する(活動経験の浅い)法律・税務事業者にとっても、この仮説は有用である。いずれにせよ、後見事業(=準市場)に所得分布の格差がないという前提があるならば、格差は是正されるべきである。調査企画書の仮説②については、制度の周知未達・需要の不確実性多大・制度設計の不備(契約内容要精査)といった質的調査、および後見報酬と受任件数の相関の希薄といった検定結果からは、棄却された。調査企画書の仮説③については、(各専門職事業者の)任意後見への関心と異業種協業による業務領域の拡大、および任意後見への関心と報酬額

の期待に関する検定結果からは、5%水準で有意な差はないと検証されたことから、報酬額の期待とあわせて、情報資源(ノウハウ)の蓄積に積極的である傾向が伺える。

	弁護士	司法書士	税理士	独立型社会福祉士	民生委員	福祉事業者
社会調査	理解·協力	理解·協力	理解 協力	理解・協力	理解·協力	非協力的
社会事業	興味あり	興味なし (否定せず)	興味あり	興味あり	興味なし (否定せず)	興味なし (否定)
成年後見制度	普及啓発不十分	法定後見は浸透、 任意後見は浸透せず	普及啓発不十分	普及啓発不十分	普及啓発不十分	法定後見は浸透、 任意後見は浸透せず
法定後見(第一義的)	第三者後見	第三者後見	第三者後見	第三者後見	第三者後見	親族後見
任意後見	積極的ではないが 否定もしない	否定的	条件付で推進的	条件付で推進的	条件付で推進的	否定的
専門職後見人	占有率第二位	占有率第一位	N/A	占有率第三位 (独立型以外を含む)	N/A	N/A
市民後見人	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	占有率第一位
身上監護	非専門領域 だが問題なし	非専門領域 だが問題なし	非専門領域	専門領域	非専門領域	専門領域
財産管理	専門領域	専門領域	専門領域	非専門領域	非専門領域	非専門領域
活動実績(法定後見)	あり(多)	あり(多)	なし	あり(少)	あり(少)	あり(少)
活動実績(任意後見)	あり	なし	不明	なし	なし	なし
活動実績(後見附帯 サービス)	なし	あり	不明	なし	なし	なし
後見報酬相場	不満	納得	納得	不満	不満	納得
付加報酬	不満	納得	納得	不満	不満	納得
契約報酬	自由に設定	制約あり	自由に設定	自由に設定	N/A	N/A
後見監督	実績あり	実績あり	実績なし	実績なし	N/A	N/A
見守りサービス	実績ないが、 依頼に応じる	実績あり (任意後見に移行せず)	実績なし	実績ないが、 依頼に応じる	実績あり (機能不全)	実績あり (機能不全)
見守りサービス報酬	実績値なし	実績値あり	実績値なし	実績値なし	実績値なし (無償)	実績値なし (無償)
相続	事前予防的ケアが必要	事後的対応で 問題なし(但し、 福祉事業者との 連携が重要)	相続相談が 増え、複雑な ケースに対応する 必要性あり	リレーション シップサービス として展開したい	インフォーマル ネットワーク として介入	他機関へつなぐ
異業種協業	推進的	興味なし (否定せず)	推進的	推進的	推進的	否定的

表1 成年後見事業に関するコードブック (新潟地域) (出所) 筆者作成

観測項目(左四角枠)から目的変数(右丸枠)に至るまでの因果関係を、図9に示す。

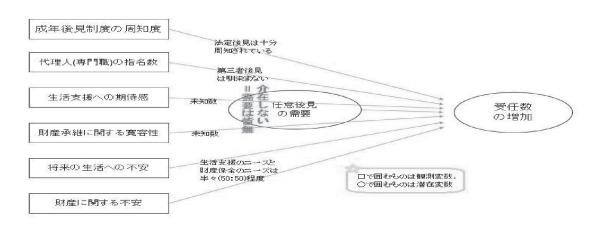


図9 事業者調査に基づくパス図示 (出所) 筆者作成

### 2.2.2 住民調査

はじめに、調査結果の全体的傾向について説明する。調査対象者100名の内訳は図10のようになっており、層化抽出はできなかった。30代・40代、次いで60代が多い。男性:女性の比率は約8:2である。成年後見制度の周知状況は、約7割が「知っている」と回答している(図11)。代理人(第3者後見・Q.10:回答2~6)を指名しつつ、財産承

継に対して寛容的(他者に財産の一部を譲ることも厭わない・Q.3:回答 1 or 3) な個体が 4%、親族後見(Q.10:回答 1・7) を指名しつつも、"財産相続は親族に限ったことではない(Q.3:回答 1 or 3)"と柔軟な思考を持つ個体も25%存在した(表 2)。

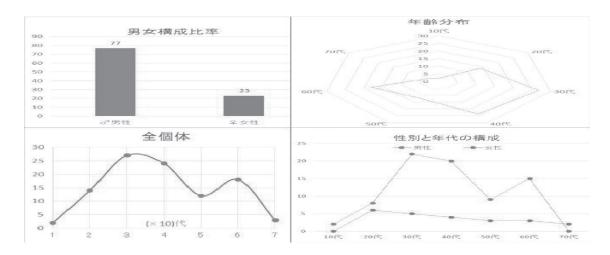


図10 住民調査の回答者属性 (出所) 筆者作成

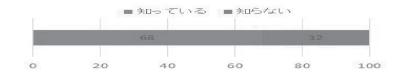


図11 成年後見制度の周知状況 (出所)筆者作成

表2 クロス集計(専門職の指名と、財産に関する寛容性) (出所) 筆者作成

データの個数/ Q_10	Q.10 =				
Q_3_1 \( \nabla \) Q_3_2 \( \nabla \) Q_3_3 \( \nabla \) Q_3_4 \( \nabla \) Q_3_5 \( \nabla \)	1	2	3	4	総計
<b>⊞</b> 1	19	32	5	29	85
<b>±</b> 2	1	2			3
<b>⊞</b> 3	1			1	2
<b>±</b> 4		4	1	1	6
<b>±</b> 5		1	1		2
<b>.</b> 7			1	1	2
総計	21	39	8	32	100

次に、後見費用(事業者にとっての報酬)について、価格感度測定法(PSM)により、月額3万円から6万円の幅で、いくらが「安すぎる」「安い」「高い」「高すぎる」と感じるかを調査した。価格帯の設定は、東京家庭裁判所が通知している報酬額のめやす<sup>6</sup>から、管理財産額1,000万円以上のケースから5,000万円超のケースに倣って選択肢を設けた。選択肢の最安値は"3万円"であるため、"3万円以下"を「安い」と考える場合、無効回答が出る、「安すぎる」と「安い」価格が同額になってしまう等、前後に矛盾が生じることが想定されるため、エディティングガイドを設けて、無効票や前後矛盾の扱いについて、選

択肢に $\pm 1$ 万円の幅を持たせて割り振ることとした $^{12}$ 。計算結果、最適価格は約 $\pm 33,000$ 、妥協価格は約 $\pm 38,000$ と算出された(図12)。

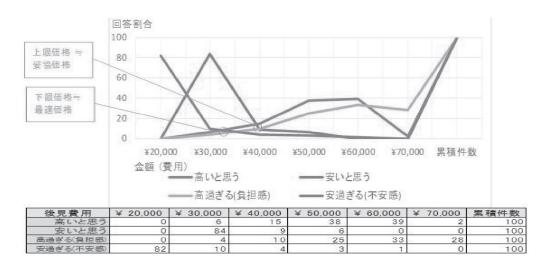


図12 後見費用に関する価格感度 (出所) 筆者作成

続いて、事業者調査において示したパス図示(図9)と同様、観測項目を「成年後見の周知度」、「代理人(専門職)の指名」、「生活支援への期待感」、「財産承継に関する寛容性」、「将来の生活への不安」、「財産に関する不安」の7項目に置き<sup>13</sup>、目的変数を「受任件数の増加」として、質問紙から得られたサンプルを基に、多変量解析(探索的因子分析)を行った。これにより、因子負荷量と、下位尺度点が因子得点に与える影響を定量的に観察し、調査項目の全体的特徴を掴むとともに、調査項目を単純化する=潜在因子(変数)を見出す。順序・度数尺度は昇(降)順に置き換える、名義尺度(複数選択)は回答数をカウントする等した後、データを加工し、行列データ(またはcsvファイル)を統計処理ソフト「R」に読み込ませ、データマイニングを試みた。相関行列における因子間の相関が0に近いため、バリマクス(直交)回転を用いている。解析結果は図13・14に示す。

記述統計からは、①標準偏差(sd)が正規分布の値(0.4)よりも大きく、尖度(Kurtosis)も正規分布に比べ丸みを帯び、分布に広がりを見せている。②skew値は 0 に近く、分布は左右対称である。③最大 - 最小値の幅(range)が広く、誤差(se)も0.5前後に収まらず、大きい。④一方で、データ散布度(mad)は0.74と狭く、平均値からの散らばりは小さい。⑤代表値(Trimmed)と中央値の大きな差はない。…以上のような傾向が読み取れる。

因子負荷量を確認していくと、寄与率(SS loadings)は1.0を満たしていない。因子ごとの寄与率(Proportion Var.)は0.15と極めて小さい。負荷量の大きい順に並べ替えると、Q.8 [生活支援への期待感]が最大で、Q.9 [財産に関する不安]が次に大きい。両者とも中程度(0.5—0.6)の負荷量である。Q.10 [財産承継に関する寛容性]やQ.1 [成年後見の周知度]は因子として作用せず、Q.2 [将来の生活に関する不安]やQ.3 [代理人(専門職)の指名]といった項目については、負の因子として働いていた。プロット図より、

Q.8×Q.9をひとつの潜在変数としてまとめる(「任意後見の潜在的需要」と命名)。下位 尺度点は約0.85となり、記述統計にある相関数値(r.cor: 0.48)よりも小さい値をとった (下位尺度点>因子得点)。項目追加や、項目逆転等で解析を繰り返すうちに、Q.8 [生活 支援への期待感]が、どの組み合わせにおいても高い数値を示していた(共通性に対して 大きく影響している独自因子)。



図13 「R」による解析結果 (出所) 筆者作成

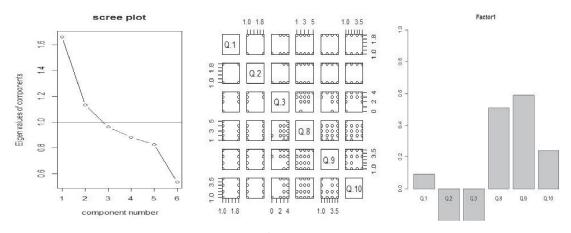


図14 因子分析・プロット図 (出所) 筆者作成

各固有値は、Q.1 = 1.6597004、Q.2 = 1.1320871、Q.3 = 0.9633128、Q.8 = 0.8821189、 Q.9=0.8277776、Q.10=0.5350032···という値となった。Q.1→Q.2→Q.3の順に大きい。 潜在変数を構成する、Q.8・Q.9と比較すると、同固有値を上回り、顕在的要素として大き いと捉えられる。因子付加量を項目別に分析すると、「成年後見の周知度」は、事業者調 査において(法定後見についてのみではあるが)十分とされていたものが、因子付加量は 0.1に満たず、未だ普及啓発の余地が大きいことがわかる。「代理人(専門職)の指名」に 関しては、因子付加量が負の値をとり、新潟地域においては、第3者後見が根付いておら ず、親族後見への意識が高いと考えられる。「将来の生活への不安」も負の値をとり、生 活の困窮から後見事業への流れは連想されていないことが伺える(一方で、後見事業の内 容が生活支援という意識はある)。「財産承継に関する寛容性」については、0.2から0.3の 間と、微弱ながら、(第3者に) 財産を一部譲渡してでも、相続問題を円滑に進めたいと いう意識が働いていると考えられる。潜在的要素としては、「生活支援への期待感」が「財 産に関する不安」を僅かに上回っている(身上監護>財産管理)が、前述したように、「財 産に関する不安」は、各要因に対して独自性が突出していることを抑えておく必要がある。 以上のことから、事業者調査との相違点は、①法定後見のみでも制度の普及啓発の余地 が未だ大きいこと、②生活支援への期待は中程度あり、また財産承継による相続問題解決 への意識も若干作用していることであり、逆に同様であった点は、①新潟地域においては、 親族後見が一般的だという意識が根強いこと、②潜在的需要たる身上監護と財産管理の構 成比率がほぼ等しかったことであった。その他、後見事業のサービスとして身上監護(生 活支援)の存在を理解しながらも、生活の困窮が後見に繋がるという意識は薄いといった ことや、単純化できる項目以外の観測項目と目的変数の因子間相関については希薄である などの結果が導き出された(図15)。深層意識の比較から明らかなことは、後見事業にお いて、連続性(=「切れ目のない支援」)が欠けているということである。

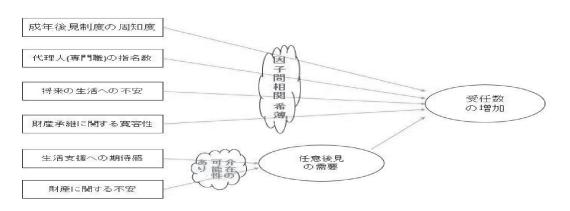


図15 住民調査に基づくパス図示 (出所)筆者作成

住民調査のまとめとして、調査企画書の仮説②については、新潟地域における任意後見 の潜在的需要は皆無ではなく、後見の本来業務(身上監護・財産管理)の機能を果たすの にある程度充足性を持つこと、委任契約をうまく締結できれば目的変数も変化(増加)するであろうことが確認できた。調査企画書の仮説③については、専門職の指名がマイナスに働いている点においては、立証が難しいが、潜在的需要が身上監護と財産管理両側面(半々)で構成されている点から捉えれば、妥当であろうとの見解に至った。

### 3 後見事業の課題

#### 3.1 サービス評価にかかる課題

#### 3.1.1 福祉計画策定における課題

新潟県内の家庭裁判所においては、現段階で首長申立が必要な(身寄りのない)待機者・第三者後見が相当と認められる待機者の数を顕在的ニーズとして、今後成年後見制度の活用が見込まれる(判断能力が完全には欠如していない)待機者の数を潜在的ニーズとして示しているが、この数値からわかるのは、後見過疎<sup>14</sup>に陥っている状況下で、第3者後見の、需要に対する供給能力がどの程度あるのか、といったこと程度であり、圧倒的供給(担い手)不足の状況を改善することが第一の目的となってしまっているために、ニーズ・サービスの評価や、専門職の裾野拡大・専門職後見と市民後見の棲み分けといった課題が抽出されず(供給不足の解消は、問題の明確化・目標の設定であって、課題の設定・方策の選択ではない)、福祉計画の策定でいうところの、構想計画から課題計画を経ずに実行計画へ飛躍している状況(図16)であり、改めて課題計画に立ち返り、政策評価・事業評価といった指標を掲げなければ、いくら申立支援や受け皿確保を進めても、地域の問題発見と普遍化は困難であろう。

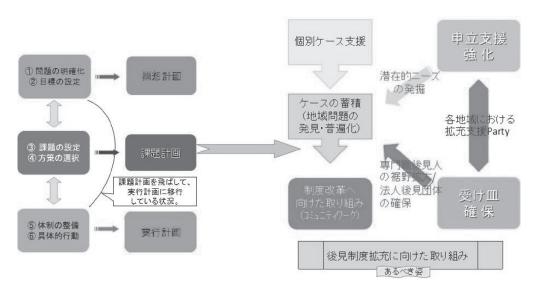


図16 後見事業と福祉計画策定

(出所) 本学発展科目「産業特論C(福祉経営)|講義資料

#### 3.1.2 準市場における課題

後見事業を「準市場」とだけ考えると、①コスト上昇圧力<sup>15</sup>といった効率性の限界、②バウチャー・予算配分には時として給付制限も必要といった公平性の限界、③購入者と利用者の不一致・単価基準の曖昧さ・個別支援策の未整備とのように、契約・代理の機能不全といった「準市場」特有の失敗が生じる恐れがある。「専門性を評価できる賃金システムの構築」(駒村康平[1999])や「消費(受益)者自身による評価が反映される仕組み」(広井良典[2000])のように、"「準市場」の原理は評価的であるべきだ"とする識者も多い。

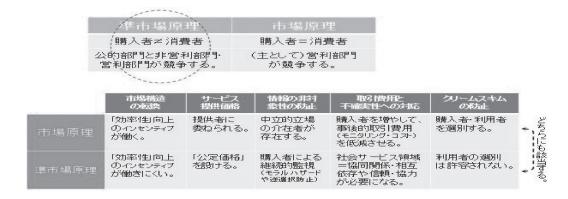


図17 後見事業と市場原理

(出所)『MINERVA社会福祉行書印 福祉サービスの準市場化』

#### 3.1.3 福祉情報化の進展に伴う評価の手法

2013年から2014年にかけ、官民連携情報連携基盤(自治体クラウド)を活用した在宅 医療・生活支援モデルの実証実験<sup>16</sup>がなされたり、2次利用が可能なオープンデータの民間開放に取り組む動きがあったりと、福祉情報を巡る環境も大きく遷り変わってきている。ビッグデータたる福祉情報を利活用することで、サービスの質を向上させ、住民満足度の10指針<sup>17</sup>を高めるためにも、それを量的に表現したものついて、「マイポータル」から「マイグループ・フレームワーク<sup>18</sup>」に発信できる仕組みを築き上げていかなくてはならない(図18)。

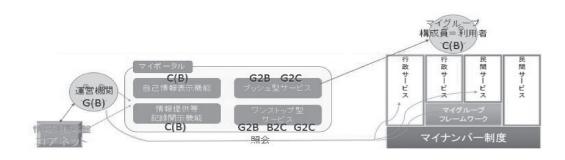


図18 マイグループ活用による想定効果 (出所) 筆者作成

### 4 むすび

本稿は、地域住民の後見事業への潜在的需要を検証すべく、将来への備え(意識)を観測項目として、社会調査の結果をまとめてきた。今後は、定点観測として再調査を実施しつつ、因子間相関について、構造方程式モデリング(SEM)を組み立て、0から1の標準解(標準化係数)で連鎖するパスモデルを構築するため、最尤法を用いて、因子負荷量を測定する段階で高い適合度(内的整合性)を得られるよう、質問紙の項目・回答設定について再度検討する必要がある。こうして得られた因子間相関の指標をもって、マイナンバーの普及と、多職種連携基盤の構築に寄与できるよう務めていく。

#### 【注】

- <sup>1</sup> 「チーム体制による法人(団体)後見」を基本として、見守りサービス(後見附帯サービス)→法 定後見→相続手続き(クライアント死後の事務手続き)介入を連続的に行う「切れ目のない支援」 を特徴とする(法定後見を任意後見に置き換えることも想定している)。将来的に住民参画(マル チステークホルダー)も視野に入れた情報共有プロセスを構築する。
- 2 最高裁判所事務総局家庭局が毎年、「成年後見関係事件の概況」(全国統計)を公表している。
- <sup>3</sup> 例として、外出支援時の飲食代は、理屈上、全額後見人が負担すべきだが、実際は被後見人と折半 している等、負担の帰属が曖昧な費目が多々存在するといった実情である。
- 4 「争続」とは、俗にいう「相続による遺産分割の争い」を指す。
- 5 高良麻子 (2010) 参照。
- 6 東京家庭裁判所通知(2013)「成年後見人等の報酬額のめやす」参照。
- <sup>7</sup> 日本弁護士連合会 (2010)「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査」、司法書士白書 (2012)「司法書士全国調査」、厚生労働省資料 (2014)「賃金構造基本統計調査」参照。
- 8 厚生労働省(2012)「公的年金加入者等の所得に関する実態調査結果の概要について」参照。
- 9 公的サービス (ボランティア) には、既存のサービスがあり、需要も一定あるものの、新潟地域に おいては機能不全に陥っており、民間事業者にも補完サービスの参入余地がある。
- 10 福祉事業者という立場上、社会的弱者の救済を第一義的責務とするため、後見を「ビジネス」と捉えることに抵抗があるとの意思を示された。
- 11 任意後見は、公正証書による取り決め通りにサービスが提供されないおそれがある。例として、本人の事理弁識能力欠如後に、急激な生活環境の変化により、生来希望していた生活支援の状況と乖離することや、保有していた株式(財産)が、増資や分割で、公正証書に基づく相続手続きが困難に成ること等が挙げられる。
- 12 "2万円"の欄に割り振られたのは、「安い」価格を"3万円"と回答しながら、「安すぎる」価格も同じ回答をしたケース、"7万円"の欄に割り振られたのは、「安い価格」を"5万円"と回答しながら、「高い価格」を"5万円(以下)"と回答したケースや、「高い価格」と「高 すぎる価格」がともに"6万円"といったケースである。
- 13 「成年後見の周知度」は「知っている」/「知らない」、「将来の生活への不安」は「ある」/「ない」の2点法により、「財産に関する不安」は「おおいにある」/「ややある」/「あまりない」/「まったくない」、「生活支援への期待感」は「速やかな手続きを望む」/「なるべく早期の支援を臨む」/「特に気にしていない」/「(現時点では)わからない」、「財産承継に関する寛容性」は「(他者への承継に) 肯定的」/「(他者への承継も)否定しない」/「(現時点では)わからない」/「(他者への承継は)否定する」の4点法により、「代理人(専門職)の指名」に関しては、専門職5職

種(弁護士・司法書士・行政書士・税理士・社会福祉士)を、複数回答形式で選択してもらい、個体別にカウントして回答を集計した。

- <sup>14</sup> 後見過疎とは、成年後見人の需要が増大する一方で、(親族後見人が減少し、)第3者後見人の担い 手が極めて不足している状態をいう(水島俊彦[2014])。
- 15 準市場においては、効率的運営のための基盤整備や、広告費用・シェア拡大のための費用が大きく、 効果測定でも、産出よりも投入時点の方が測定容易であるため、投入コストが上昇しがちになる。
- 16 宮城県石巻市(2013)が実践する、オープンデータとしての福祉情報の活用事例。コミュニケータと呼ばれる相談員が収集・把握した自立高齢者(またその家族)のニーズおよび医療・介護従事者が収集・把握した要介護/要支援高齢者(またその家族)のニーズを、情報連携基盤にアクセスし、種々の生活支援サービスとマッチングさせるシステムである。
- <sup>17</sup> 東京大学高齢社会総合研究機構(2014)が提唱する、住民満足度を高める内容としての指針。「安全性」、「利便性」、「迅速性」、「経済性」、「正確性」、「透明性」、「適法性」、「生活サービス向上」、「住民参加」、「個別対応」の10項目から成る。
- 18 FUJITSUファミリ会LS研究委員会 (2013) の定義によると、「マイグループ」を『マイナンバー制度を活用した国民のつながりをグループ化すること』と定義し、「マイグループ・フレームワーク」を『グループ運営に必要な (行政との関与が必要となる共通的手続きに関わる) 最低限の機能であり、主に、個人の証明・関係の証明・官民情報連携・セキュリティの 4 機能を提供する仕組み」としている。

#### 【参考文献】

- 1 今村浩司・本郷秀和・畑香里 (2011)「成年後見制度に関する一考察—北九州成年後見センターの 取り組みを参考に—|『福岡県立大学人間社会学部紀要』、Vol.19、福岡県立大学。
- 2 高良麻子 (2010)「独立型社会福祉士の独自性と課題:独立型及び既存組織所属社会福祉士に対す る調査結果から」『東京学芸大学リポジトリ』、東京学芸大学。
- 3 佐藤勝 (2007) 「遺言時代の到来と任意後見制度の活用―公正証書遺言の動向と任意後見の必要性 ―」『成年後見法研究』No.4、pp.23-28、日本成年後見法学会。
- 4 FUJITSU ファミリ会 LS 研究委員会(2014)『2013年度 研究成果報告書(第17分冊)・官民情報連携で生まれる付加価値ビジネスの研究―国民のつながりのグルーピングによる付加価値の創造―』、富士通株式会社。
- 5 南方美智子(2013)『成年後見の社会化:「繋がる」社会に民法・成年後見法制が果たす役割」『北 大法政ジャーナル』19、北海道大学大学院法学研究科。
- 6 宮内康二 (2013) 『成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究—平成23年~24年度総合研究報告書』, 東京大学政策ビジョン研究センター。